

成田国際空港からの離陸便の飛行コース変更に関する確認書

成田国際空港に離着陸する航空機の飛行経路は、昭和 48 年の知事・大臣合意に基づき、九十九里から利根川までの間は直進上昇、直進降下を基本とすることとされている。

平成 21 年 12 月に国土交通省から千葉県並びに匝瑳市、山武市、横芝光町(以下「関係市町」という。)に対し、成田国際空港の交通量増加に伴って、南風時に離陸する便の直進上昇する距離が長いことから、航空機の安全間隔を確保するために離陸便の迂回や地上待機が発生しており、一部の離陸便の飛行コースを混雑時に限って変更することにより、これを改善したい旨の要請があった。

千葉県及び関係市町は、今回の要請について、首都圏の国際拠点空港である成田国際空港の機能を確保するため、その必要性を理解し、国土交通省及び空港管理者である成田国際空港株式会社においては、これによって地域の環境に問題が生ずる場合は適切に対応することとなった。

このことを踏まえ、国土交通省、千葉県、関係市町及び成田国際空港株式会社(以下「関係機関」という。)は、以下のとおり確認する。

記

- 1 南風時に九十九里方面に離陸する航空機について、混雑等によって航空管制上必要な場合に限り、高度 6,000 フィート到達後、かつ、騒防法 1 種区域の外側に達した場合は、左右に旋回させることができるものとする。(別図参照)
- 2 国土交通省は、今回の変更が昭和 48 年の知事・大臣合意の例外的措置であることを十分認識して運用するものとする。また、関係機関は、今後、本コース変更に関する周知に努めるものとする。
- 3 国土交通省及び成田国際空港株式会社は、飛行コース変更の前後に騒音実態調査を行い、調査結果を報告・説明するとともに、騒音値・飛行コースなどについて、より分かりやすい方法で公表することとする。

- 4 国土交通省及び成田国際空港株式会社は、今後の航空機や管制の技術の進展を踏まえ、関係市町における騒音負担の軽減が図られるよう努めるものとする。
- 5 確認書の履行に伴い必要となる事項については、関係機関が適宜協議する。

平成23年1月31日

国土交通省
航空局長

本 田 勝

千葉県知事

森 田 健 作

匝瑳市長

太 田 安 規

山武市長

椎 名 千 収

横芝光町長

齊藤 隆

成田国際空港株式会社

代表取締役社長 森中 小三郎